

【用語】大原村―利根郡利根村 御樽―樽代、祝儀金のこと 御納戸
―沼田藩主の家計や物品を扱う役所 御朱印―藩主が権利の保証など
のために押した朱の印 東入―片品川沿いの利根村と片品村の地域
肝煎―名主・庄屋の別称 といや―問屋、荷物の継立てを担当する宿
役人

【解説】沼田藩主真田信幸は慶長五年（一六〇〇）二月、朱印状を発し
て大原新町の町立てを命じ、続く二代信吉は寛永二年（一六二五）二月、
横塚新田・戸神新田（沼田市）の開発を命じた。さらに四代信政は慶安
二年（一六四九）九月、高平新田を大原新町や横塚新田と同様に伝馬宿
に指定して、沼田領内における真田氏の伝馬制を整備、確立していっ
た。

この文書は、五代信利の代の万治元年（一六五八）、会津街道の伝馬宿
であった大原村からの祝儀金五両に対する沼田藩の請取であるとも
に、藩からは後日、藩主の朱印状を交付することを通知したものであ
る。なお、実際に伝馬や人足を出す場合は真田家臣の印判と照合し、
印判がない場合は幕府の御定め賃銭で継ぎ立てることになっていた。
しかし、天和元年（一六八一）の沼田藩真田氏の改易後は、会津や利根
郡地域の村々と大間々・前橋・渋川などの市場をつなぐ商品荷物の輸
送路として利用されるようになり、会津方面からは板類・蚕種・薬種・
会津米・馬などが運ばれてきた。